

昭和十七年

REEL No. A-1180

0258

アジア歴史資料センター

極秘

昭和十七年度指令第一覽 南方政務部 (昭和十八年六月一日調)

官房機密 第八三三 八號ノ二	官房機密 第八三三 八號ノ二	官房機密 第八三三 八號ノ二	官房機密 第八三三 八號ノ二	官房機密 第八三三 八號ノ二	官房機密 第八三三 八號ノ二	官房機密 第八三三 八號ノ二	官房機密 第八三三 八號ノ二
一七三三	一七三三	一七三三	一七三三	一七三三	一七三三	一七三三	一七三三
住友礦業	南洋拓殖	(一)南洋拓殖 (二)南洋興發	(一)南洋拓殖 (二)南洋興發	工業用「ダイヤモンド」ノ 資源探掘	「ニッケル」鑛區ノ開發	「セレス」島 「ボマラ」附近	「セレス」島 「ボマラ」附近
「ニッケル」鑛區ノ開發	「マンガン」鑛ノ開發	「アスファルト」ノ探掘	「ニッケル・マツト」ノ探掘	「グアム」島	「ボマラ」島	「ボマラ」島	「ボマラ」島
南洋興發	住友礦業	野村東印度殖産	野村東印度殖産	南部「ボルネ オ」島	南部「ボルネ オ」島	南部「ボルネ オ」島	南部「ボルネ オ」島

官房機密 第一一三 八號	官房機密 第一一三 八號	官房機密 第一一三 八號	官房機密 第一一三 八號	官房機密 第一一三 八號	官房機密 第一一三 八號	官房機密 第一一三 八號	官房機密 第一一三 八號
一七六九	一七六九	一七六九	一七六九	一七六九	一七六九	一七六九	一七六九
日産火災海上保險	江川農園	臺灣畜産興業	南洋興發	ボルネオ水産	東印度殖産	南興水産	三菱商事
「セレス」島南部 「ボルネオ」島 「ボマラ」島 「ニューギ ニア」島	「ハルマヘラ」	「セレス」島 「ボマラ」島 「ニューギ ニア」島	「セレス」島 「ボマラ」島 「ニューギ ニア」島	「メナド」地區	「アンボイナ」 及「ラポール」	「アンボイナ」 及「ラポール」	「セレス」島及「小 スンダ」諸島
「セレス」島南部 「ボルネオ」島 「ボマラ」島 「ニューギ ニア」島	「ハルマヘラ」	「セレス」島 「ボマラ」島 「ニューギ ニア」島	「セレス」島 「ボマラ」島 「ニューギ ニア」島	「メナド」地區	「アンボイナ」 及「ラポール」	「アンボイナ」 及「ラポール」	「セレス」島及「小 スンダ」諸島

ノ一九	ノ二八	ノ二七	ノ二六	ノ二五	ノ二四	ノ二三	ノ二二	ノ二一	三〇
臺灣タンニン工業	日本タンニン工業	臺灣拓殖 臺灣タンニン工業	南方商店	南洋タンニン製菓業	南洋興發	日本タンニン商專	任友ボルネオ植産	野村東印度植産	南洋林業
〃	生産開發	「カンピル」農園經營及建築及 「カンピル・エキス」ノ製造	〃	〃	〃	〃	〃	〃	「マングローブ・パーク」開發
南「ボルネオ」島 「ボンチヤク」島	南「ボルネオ」島 「バンヂエルマシ」	南「ボルネオ」島	〃	「セレベス」島	「ニヒキニ」島	〃	〃	〃	南「ボルネオ」島

ノ一九	ノ一八	ノ一七	ノ一六	ノ一五	ノ一四	ノ一三	ノ一二	ノ一一	三〇
三井物産	臺灣拓殖	南洋拓殖	玉城組	臺灣水産	東洋紡績	南洋拓殖	臺灣拓殖	南洋興發	三井農林
牛原皮開發生産寬榮	製鹽専業	バス専業及陸上運輸業	漁業製氷及冷蔵業	漁業一般	〃	〃	〃	〃	棉花資源開發
南「ボルネオ」島	「セレベス」及「小 スンダ」諸島	「セレベス」島 「マカツル」地盤	「マカツル」地盤	「小スンダ」諸島	〃	〃	「セレベス」島及 「小スンダ」諸島	「セレベス」及「小 スンダ」諸島 「ニヒキニ」島	「セレベス」及「小 スンダ」諸島

官房機密 第三五四一七〇三二	南洋林業	木材製造並ニ製材業	南部「ホルネオ」
ノ一二	南洋産業	〃	〃
ノ一三	大勲臣細亞林業	〃	〃
ノ一四	日産農林工業	〃	〃
第三九五二七二二二	日本製鐵	木炭製造ノ企業化	南部「ホルネオ」及「セレス」島
ノ三	大日本除虫菊	防蚊劑製造	南部「ホルネオ」及「セレス」島
第一四三二二七二二〇	大日本油脂	油脂工業（樟油、石油、グリセリン）及「マルガリン」工	「セレス」島「マカサレ」
ノ三	日本發送電	電力事業	「セレス」島「バリ」
ノ四	關東配電	〃	南部「ホルネオ」島
ノ五	南洋拓殖	硫黄資源開發	「セレス」島「ミナハサ」

子

官房機密 第一四三二二七二二〇	鐘淵紡績	棉花資源ノ開發	「セレス」島「小スンダ」諸島
ノ三二	大日本紡績	〃	〃
第三五四一七〇三二	ブートン産業	木材製造並ニ製材業	「セレス」島
ノ四	日口公司	〃	南部「ホルネオ」
ノ五	住友ホルネオ産	〃	〃
ノ六	野村東印度産	〃	〃
ノ七	島田合資會社	〃	〃
ノ八	雪本商店	〃	〃
ノ九	東洋林業公司	〃	〃
ノ一〇	ボルネオ産	〃	〃

子

官房 第一四三二 一七二一〇	南洋貿易	露母資源開發	「セレベス」 「バレン」島
「ノ七」	ブートン産業	「マンガローナ・パー」ノ開發並ニ 「マンガローナ・カン」製造	「セレベス」島 指定地域
「ノ八」	日産農林	木材開發並ニ製材業	「
「ノ一」	日本油脂	油脂工業及塗料工業	「セレベス」島 「メナド」
「ノ二」	南太平洋貿易	油脂工業（榨油、石鹼、グリセ リン、マルガリン工業）	「
第六五二二 一七二一八	石原産業	鐵礦石開發並ニ製鋼業	南部「ボルネオ」島
「ノ三」	小林常八	棉花資源開發	「セレベス」島 指定地域
「ノ四」	南洋興發	椰子園管理	「ニューギニア」 「ユーブリナン」 「ライラン」島
「ノ五」	南洋拓殖	薬煙草栽培及蒸煙草製造	「ニューギニア」島
「ノ六」	東洋拓殖	米作	「ボルネオ」島 「ジャルマシ」附近

子

官房 第一四三二 一七二一〇	南洋貿易	露母資源開發	「セレベス」 「バレン」島
「ノ七」	ブートン産業	「マンガローナ・パー」ノ開發並ニ 「マンガローナ・カン」製造	「セレベス」島 指定地域
「ノ八」	日産農林	木材開發並ニ製材業	「
「ノ一」	日本油脂	油脂工業及塗料工業	「セレベス」島 「メナド」
「ノ二」	南太平洋貿易	油脂工業（榨油、石鹼、グリセ リン、マルガリン工業）	「
第六五二二 一七二一八	石原産業	鐵礦石開發並ニ製鋼業	南部「ボルネオ」島
「ノ三」	小林常八	棉花資源開發	「セレベス」島 指定地域
「ノ四」	南洋興發	椰子園管理	「ニューギニア」 「ユーブリナン」 「ライラン」島
「ノ五」	南洋拓殖	薬煙草栽培及蒸煙草製造	「ニューギニア」島
「ノ六」	東洋拓殖	米作	「ボルネオ」島 「ジャルマシ」附近

子

（花 野 紗）

海軍

（案）

昭和七年三月四日

（花 野 紗）

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域ニ於ケル謀々（工務）（海防）ノ經
 理ヲ政府ノ決定ニ委キ得テニ依テスルニ付 其職責ニ付シテ之ヲ經
 理スルハシ
 昭和十七年三月四日
 海軍大臣 鈴木 謙吉
 海軍省 第一局長 三浦 廣一
 海軍省 第二局長 三浦 廣一
 海軍省 第三局長 三浦 廣一

海軍

官務録（多）ノ號

（花 野 紗）

（案）（工務）（海防）ノ經
 理ヲ政府ノ決定ニ委キ得テニ依テスルニ付 其職責ニ付シテ之ヲ經
 理スルハシ
 昭和十七年三月四日
 海軍大臣 鈴木 謙吉
 海軍省 第一局長 三浦 廣一
 海軍省 第二局長 三浦 廣一
 海軍省 第三局長 三浦 廣一

海軍

0165

別紙第二)

指 令 (後)

昭和七年三月四日 陸海軍

南洋に於てハミノ軍政機任ノ域ニ於ケルハ(一)ナリ(二)ノ(三)カ
 ラス(四)ノ島ノ海軍開闢ニ關シ政府ノ決定ニ基キ(五)ノ管ヲ之ガ(六)ノ請(七)ノ採擷
 ニ當リ(八)ム(九)ヲ以テ別紙條項ニ根據シ採擷ニ從事セラルベシ

昭和七年三月三日

海軍大臣 名

南洋の殖産株式會社社長名
 南洋興産株式會社社長名
 生産株式會社社長名

陸軍大臣 名

陸軍大臣 名

昭和 年 月 日

本件占領マデハ特ニ機密保持ニ留意ス

ルコト

紙 雙 附

海 軍

陸海軍大臣官舎

(在特抄)

ナウル島(一) シヤン島(一) フロリス(一) ス島(一) 燐礦石開發
ノ下級ニ關スル指示事項(案)

一 ナウル島(一) シヤン島(一) フロリス(一) ス島(一) 燐礦石開發ノ管理ニ關
ス、將來經營ニ依リ之ヲ開發ヲ爲スニキ方針ナルニ當面其ノ下請
會社トシテ其ノ採掘ニ當リシム
其ノ社ハ該ニ國ニ代行政關的使命ト榮譽ヲ確認シ誠意之ヲ採掘ニ
從事セラシ以テ國家ノ要請ニ應ジルヘキコト

二 海軍ト連絡ノ上採掘ニ關スル現地ノ責任者ヲ定ムルトニ之ヲ中核ト
スル所要ノ陣容ヲ整備シ速ニ採掘ヲ開始スル様措置セラルヘキコト
爾後主タル人事ノ異動ニ關シテハ事前海軍ニ承認ヲ受クヘキコト

三 其ノ社ハ皆ゾ以テ現地ノ調査ヲ遂ゲ其ノ復舊開發計畫ヲ提出シ海軍ノ
指示ヲ受クヘキコト

海軍

(在特抄)

四 採掘ハ遂當リ其ノ社ノ計畫ニ於テ之ヲ爲シ
所要資金、資材ノ調達ニ付テハ海軍ニ於テ可及的斡旋ヲ爲スルコト、又
輸送ニ付テハ所要ノ援助ヲ爲スヘシ

五 其ノ社ノ母會社ニ於ケル現地ノ施設ニノ能一切ノ財産帳簿ヲ作製提
出シ海軍ノ承認ヲ受クルトニ爾後該ノ社ノ投資及財産ノ變動ヲ明
確ナラシメ置クコト

六 其ノ社ハ該ノ社ノ他ノ事業經營ト切離シテ特別會計ヲ設定シ特ニ燐
石原ヲ明確ナラシメ置クコト

七 燐石ノ販賣ニ付テハ其ノ價格、其ニ海軍ニ於テ指示スル所ニ依ルコト
八 毎期ノ事業計畫、會計計畫、物資動員計畫ニ其ノ所要ノ計畫並ニ其ノ
他ノ重要事項ハ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト

海軍

(在野抄)

ハ採掘ニ關シテハ海軍ノ監督ヲ受クヘク時々復舊、開發ノ狀況等ニ訂報
告スルト共、毎期末速ニ會計報告ヲ爲スハ、尙利益等ハ海軍ノ
承認ヲ得テ之ガ部分ヲ爲スヘキニト

ハ海軍及政府ノ命ニ依リ、ハ採掘業ヲ取消スルコトヲモテ、其ノ
シテノ際其ノ社ノ投資ハ妥當ナル評價ヲ爲シ、其ノスヘキニト

ハ採掘石開發ノ本格的措置ニ付テハ、其ノ別途決定ノ陳事ヲ其ノ社ハ
異議ナク其ノ決定ニ從ハルハ、コト

ハ前各號ノ外現地軍ノ指示スル所ニ依ルハキコト

海軍

(在野抄)

昭和七年三月廿一日

昭和七年三月廿一日

海軍次官



第六委員會委員長
陸軍大臣 次
海軍大臣 次
農林大臣 次
拓務大臣 次

宛
(こゝ)

資源開發ニ關ルル件通知
指令ニ關ルル件通知

海軍軍政主擔任地城ニ於テハ、其ノ旨趣ノ件ニ關シテハ第六委員會ノ決
基キ別ニノ紙指令致シテ陳條了知ノ既

(別紙添)

(終)

海軍

由

陸海軍機密第一号 第一五

昭和十七年三月三日

昭和十七年三月四日 豊原清

海軍大臣 豊原清

第三 陸軍大臣 荒瀬兼三

第四 海軍大臣 豊原清



海軍大臣 豊原清 陸軍大臣 荒瀬兼三

海軍大臣 豊原清 陸軍大臣 荒瀬兼三

(花崎抄)

海軍

海軍大臣 豊原清

海軍大臣 豊原清

(花崎抄)

海軍大臣 豊原清

海軍大臣 豊原清

海軍大臣 豊原清

海軍大臣 豊原清

海軍大臣 豊原清

海軍大臣 豊原清

海軍

秘

案

海軍大臣 野村 七 股

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地ニ於ケル南部「ボルネオ」島ニ於ケル工業用「ダイヤモンド」ノ蒐集採掘ヲ政府ノ決定ニ盡キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ處理ニ當ラルヘシ

昭和十七年 七月 八 日

海軍大臣 野村 七 股

野村東印製鐵株式會社
社長 野村 七 股

タイプ 五部

昭和十七年六月八日 發布済

海軍

南部「ボルネオ島」工業用ダイヤモンド鑛區依託經營ニ關スル指示事項

- 一、 南部「ボルネオ島」工業用ダイヤモンド鑛區ハ海軍ノ管理ニ屬ス之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮譽トヲ確認シ誠意之ガ開發經營ニ從事セラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルヘキコト
- 二、 海軍ト連絡ノ上採掘蒐集ニ關スル現地ノ責任者ヲ定ムルト共ニ之ヲ中核トスル所要ノ陳容ヲ整備シ速ニ採掘ヲ開始シ得ル如ク措置セララルヘキコト
- 三、 爾後主タル人事ノ異動ニ關シテハ事前海軍ノ承認ヲ受クヘキコト
- 四、 其ノ社ハ先ツ以テ現地ノ調査ヲ遂グ其ノ復舊開發計畫ヲ提出シ海軍ノ指示ヲ受クヘキコト
- 五、 採掘ハ差當リ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト
- 六、 所要資金、資材ノ調達ニ付テハ海軍ニ於テ可及的斡旋ヲ爲スヘク、又輸送及勞務ニ付テハ所要ノ援助ヲ爲スヘシ

海軍

五 其ノ社ノ投資前ニ於ケル現地ノ施設其ノ他一切ノ財産帳簿ヲ作製提出シ海軍ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後其ノ社ノ投資及財産ノ變動等ヲ明確ナラシメ置クコト

六 其ノ社ハ其ノ社ノ他ノ事業經營ト切離シタル特別會計ヲ設定シ特ニ礦石原價ヲ明確ナラシメ置クコト礦石ノ販賣ニ付テハ其ノ價格ト共ニ海軍ニ於テ指示スル所ニ依ルコト

七 毎期ノ事業計畫、資金計畫、物資動員計畫ニ基ク所要ノ計畫並ニ其ノ他ノ重要事項ハ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト

八 採掘ニ關シテハ海軍ノ監督ヲ受クヘク時々復舊、開發ノ狀況等ニ付報告スルト共ニ毎期末速ニ會計報告ヲ爲スヘキコト

九 尙利益金ハ海軍ノ承認ヲ得テ之ガ處分ヲ爲スヘキコト

十 海軍及政府ノ陳某ノ都合ニ依リテハ採掘指令ヲ取消スコトアルヘキコト

但シ其ノ除其ノ社ノ投資ハ妥當ナル評價ヲ爲シ處理スヘキコト

海軍

一〇、ダイヤモンド礦區開發ノ本格的措置ニ付テハ追而別途決定ノ豫定ナリ

其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルヘキコト

二、前各號ノ外現地軍ノ指示スル所ニ依ルヘキコト

(終)

海軍

昭和十七年六月八日 發布



海軍省 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域ニ於ケル「セレベス」「ブートン」島ノ「アスファルト」採掘ヲ政府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ採掘ニ當ラルヘシ

昭和十七年 七月 日

海軍大臣 嶋 田 繁太郎

鳳城産糖株式会社
取締役 川 村 晋次郎殿

海 軍

セレベスブートン島アスファルト依託經營ニ關スル
指示事項

一、「セレベス」「ブートン」島ノ「アスファルト」ハ海軍ノ管理ニ屬ス之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト兼譽トヲ確認シ誠意之ガ採掘經營ニ從事セラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルヘキコト

二、海軍ト連絡ノ上採掘ニ關スル現地ノ責任者ヲ定ムルト共ニ之ヲ中核トスル所要ノ陣容ヲ整備シ採掘ヲ開始シ得ル如ク措置セラルヘキコト

爾後主タル人事ノ異動ニ關シテハ事前海軍ノ承認ヲ受クヘキコト

其ノ社ハ現地ノ調査ノ結果ニ依リ其ノ復舊開發計畫ヲ提出シ海軍ノ指示ヲ受クヘキコト

三、採掘ハ並當リ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト

所要資金、資材ノ調達ニ付テハ海軍ニ於テ可及的斡旋ヲ爲スヘク、又

海 軍

輸送及勞務ニ付テハ所要ノ援助ヲ爲スヘシ
 其爪哇島所在加工工場ノ利用ニ關シテハ海軍ニ於テ幹旋ス、現地海軍ト
 連絡調査ノ上資料ヲ提出セラルヘキコト
 六、其ノ社ノ投資前ニ於ケル現地ノ施設其ノ他一切ノ財産帳簿ヲ作製提出
 シ海軍ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後其ノ社ノ投資及財産ノ變動等ヲ明確
 ナラシメ置クコト
 七、其ノ社ハ其ノ社ノ他ノ事業經營ト切離シタル特別會計ヲ設定シ特ニ「ア
 スフアルト」ノ原價ヲ明確ナラシメ置クコト「アスフアルト」ノ販賣
 ニ付テハ其ノ價格ト共ニ海軍ニ於テ指示スル所ニ依ルコト
 八、毎期ノ事業計畫、資金計畫、物資動員計畫ニ基テ所要ノ計畫竝ニ其ノ
 他ノ重要事項ハ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト
 九、採掘ニ關シテハ海軍ノ監督ヲ受クヘク時々復舊、開發ノ狀況等ニ付報
 告スルト共ニ毎期末速ニ會計報告ヲ爲スヘキコト

(花崎)

海軍

(尙利益金ハ海軍ノ承認ヲ得テ之ガ處分ヲ爲スヘキコト)
 一〇、海軍及政府ノ都合ニ依リテハ採掘指令ヲ取消スコトアルヘキコト但
 シ其ノ際其ノ社ノ投資ハ妥當ナル評價ヲ爲シ處理スヘキコト
 一一、「アスフアルト」開發ノ本格的措置ニ付テハ追而別途決定ノ豫定ナ
 リ、其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ヘルヘキコト
 一二、前各號ノ外現地軍ノ指示スル所ニ依ルヘキコト

(花崎)

(終)

海軍

秘

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域ニ於ケル「セレベス」島「ボマラ」ニ於ケル「ニツケル、マツト」精鍊ヲ政府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ操業ニ當ラルヘシ

昭和十七年 七月 八 日

海軍大臣 嶋 田 繁太郎

住友銀業株式会社

社長 三 村 彪 一 殿

昭和十七年六月八日 海軍省

海 軍

「セレベス」島「ボマラ」ニ於ケル「ニツケル、マツト」精鍊ニ關スル指示事項

一、「セレベス」島「ボマラ」ニ於ケル「ニツケル、マツト」精鍊ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮譽トヲ確認シ誠意之ガ操業ニ從事セラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルヘキコト

二、海軍ト連絡ノ上操業ニ關スル現地ノ責任者ヲ定ムルト共ニ之ヲ中核トスル所要ノ陣容ヲ整備シ速ニ現地施設ヲ整備シ操業ヲ開始シ得ル如ク措置セラルヘキコト

三、爾後主タル人事ノ異動ニ關シテハ事前海軍ノ承認ヲ受クヘキコト

四、現地施設ハ蓋當リ續石年七萬噸處理（二五％マツト）スルヲ目標トシ

五、極力内地遊休施設ヲ以テ充當スルコトニ徹サルヘキコト

六、操業ハ蓋當リ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト

海 軍

所要資金、資材ノ調達ニ付テハ海軍ニ於テ可及的斡旋ヲ爲スヘク、又輸送及勞務ニ付テハ所要ノ援助ヲ爲スヘシ

五 其ノ社ノ投資前ニ於ケル現地ノ施設其ノ他一切ノ財産帳簿ヲ作製提出シ海軍ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後其ノ社ノ投資及財産ノ變動等ヲ明確ナラシメ置クコト

六 其ノ社ハ其ノ社ノ他ノ事業經營ト切離シタル特別會計ヲ設定シ「ニツケル、マツト」ノ販賣ニ付テハ其ノ價格ト共ニ海軍ニ於テ指示スル所ニ依ルコト

七 毎期ノ事業計畫、資金計畫、物資動員計畫ニ蓋ク所要ノ計畫並ニ其ノ他ノ重要事項ハ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト

八 操業ニ關シテハ海軍ノ監督ヲ受クヘク時々操業狀況ヲ報告スルト共ニ毎期末速ニ會計報告ヲ爲スヘキコト

尙利益金ハ海軍ノ承認ヲ得テ之ガ處分ヲ爲スヘキコト

海軍

九 海軍及政府ノ都合ニ依リテハ操業指令ヲ取消スコトアルヘキコト、但シ其ノ際其ノ社ノ投資ハ妥當ナル評價ヲ爲シ處理スヘキコト

一〇 「ニツケル」精鍊ノ本格的措置ニ付テハ進而別途決定ノ豫定ナリ、其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルヘキコト

一一 前各號ノ外現地軍ノ指示スル所ニ依ルヘキコト

海軍

(終)

(在稿)

15

14

秘



指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域ニ於ケル「グワム」島滿掩護區ノ開發ヲ
政府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ開發ニ當
ルヘシ

昭和十七年 七月 一日

海軍大臣 嶋 田 繁太郎

南洋興發株式会社

社長 栗 林 德 一 殿

昭和十七年六月八日 發布

海 軍

「グワム」島滿掩護區ノ依託經營ニ關スル指示事項

一、「グワム」島滿掩護區ハ海軍ノ管轄ニ屬ス、之ガ經營依託ハ其ノ社ニ
對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機關的
使命ト經營トヲ確認シ誠意之ガ經營開發ニ從事セラレ以テ國家ノ要請
ニ應ヘラルヘキコト

二、海軍ト連絡ノ上採掘ニ關スル現地ノ責任者ヲ定ムルト共ニ之ヲ中核ト
スル所要ノ陣容ヲ整備シ速ニ開發シ得ル如ク措置セララルヘキコト

三、爾後主タル人事ノ異動ニ關シテハ事前海軍ノ承認ヲ受タヘキコト
四、其ノ社ハ現地ノ調査ノ結果ニ依リ其ノ開發計畫ヲ提出シ海軍ノ指示ヲ
受タヘキコト

開發目標ニ付テハ海軍ニ於テ別給指示ス

開發ニ際シテハ特ニ資材ヲ多ク用ヒザル如ク考慮スヘキコト

同採掘ハ適當リ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト

海 軍

所要資金、資材ノ調達ニ付テハ海軍ニ於テ可及的斡旋ヲ爲スヘク、又輸送及勞務ニ付テハ所要ノ援助ヲ爲スヘシ
又其ノ社ノ投資前ニ於ケル現地ノ施設其ノ他一切ノ財産帳簿ヲ作製提出シ海軍ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後其ノ社ノ投資及財産ノ變動等ヲ明確ナラシメ置クコト
其ノ社ハ其ノ社ノ他ノ事業經營ト切離シタル特別會計ヲ設定シ特ニ鑽石原價ヲ明確ナラシメ置クコト鑽石ノ販賣ニ付テハ其ノ價格ト共ニ海軍ニ於テ指示スル所ニ依ルコト
毎期ノ事業計畫、資金計畫、物資動員計畫ニ基ク所要ノ計畫並ニ其ノ他ノ重要事項ハ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト
採掘ニ關シテハ海軍ノ監督ヲ受クヘク時々開發又ハ事業經營ノ狀況等ニ付報告スルト共ニ毎期末速ニ會計報告ヲ爲スヘキコト
(尙利益金ハ海軍ノ承認ヲ得テ之方處分ヲ爲スヘキコト)

海軍

大海軍及政府ノ都合ニ依リテハ採掘指令ヲ取消スコトアルヘキコト但シ其ノ際其ノ社ノ投資ハ妥當ナル評價ヲ爲シ處理スヘキコト
二〇滿鐵鐵區開發ノ本格的措置ニ付テハ追前別途決定ノ豫定ナリ、其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルヘキコト
二一前各號ノ外現地軍ノ指示スル所ニ依ルヘキコト

(終)

海軍

昭和十七年六月八日 發布

昭和十七年六月八日

南西方面艦隊司令長官殿

海軍次官

海軍軍政主擔任地域ニ於ケル資源開發
企業擔當者ニ對スル指令ノ件申進

首題ノ件第六委員會ノ決定ニ基キ別紙ノ通示並相成候補了知ノ上現地ニ
於ケル開發促進上可然指導相成度

(別紙 添)

(終)

海軍

昭和十七年六月八日 發布

昭和十七年六月八日

海軍次官

第六委員會委員長殿
金 院 次 長 殿
大 藏 次 官 殿
陸 軍 次 官 殿
商 工 次 官 殿
拓 務 次 官 殿

資源開發ニ關スル企業擔當者ニ對スル
指令ニ關スル件通知

海軍軍政主擔任地域ニ於ケル首題ノ件ニ關シテハ第六委員會ノ決定ニ
基キ別紙ノ通指令致サレ候補了知相成度

(別紙 添)

(終)

海軍

企業経営ニ関スル件

第六委員会第四次決定ニ基キ経営ヲ示シテ要スルモノ左ノ通

開設地	所 在	事業ノ種類	経営企業者
マルタプーラ	南部ボルネオ	工業ダイヤモンド	野村産産
ブートン	セレベス	アスファルト	鳳教産産
ボマラ	セレベス	ニツケル製煉	佐友銀業
グアム	グアム	マンガン銀	南洋興發

海軍

（社）

秘

官房機密第八九九四號

昭和十七年七月十八日

海軍次官

南西方面艦隊司令長官殿

海軍軍政主擔任地域ニ於ケル資源開發企業擔當者

ニ對スル指令ノ件申進

首題ノ件第六委員會ノ決定ニ基キ別紙ノ通示遵相成候條了知ノ上現地ニ於ケル開發促進上可然指導相成度

(別紙添)

寫送付先
南西方面艦隊民政府總監
ポルネオ民政部長官
セレンベス民政部長官

(終)

官房機密第八九九五號

昭和十七年七月十八日

海軍次官

第六委員會委員長殿

企畫院次長殿

大藏次官殿

陸軍次官殿

商工次官殿

拓務次官殿

資源開發ニ關スル企業擔當者ニ對スル

指令ニ關スル件通知

海軍軍政主擔任地域ニ於ケル首題ノ件ニ關シテハ第六委員會ノ決定ニ基キ別紙ノ通指令致サレ候條了知相成度

(別紙添)

(終)

官房機密第八九九五號ノ二

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域ニ於ケル南部「ボルネオ」島ニ於ケル「マ
ンガン」嶺ノ開發ヲ政府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據
シ之ガ處理ニ當ラルヘシ

昭和十七年七月十八日

海軍大臣 嶋 田 繁太郎

野村東印度殖産株式会社
社長 野 村 徳 七 殿

南部「ボルネオ」島「マンガン」嶺開發ニ關スル指示事項

- 一 南部「ボルネオ」島「マンガン」嶺ハ海軍ノ管理ニ屬スル之ガ開發依託
ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テハ眞ニ國家ノ代
行機關的使命ト榮譽トヲ確認シ誠意之ガ開發經營ニ從事セラレ以テ國家
ノ要請ニ應ヘラルヘキコト
- 二 海軍ト連絡ノ上採掘^ゆ入ニ關スル現地ノ責任者ヲ定ムルト共ニ之ヲ中核
トスル所要ノ陣容ヲ整備シ速ニ採掘ヲ開始シ得ル如ク措置セララルヘキコ
ト
- 三 爾後主タル人事ノ異動ニ關シテハ事前海軍ノ承認ヲ受クヘキコト
- 四 開發目標ヲ概ネ月産一〇〇〇屯(鑽石)トシ速ニ之ニ到達スルコトニ努
メラルヘキコト
- 五 採掘ハ差當リ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト
- 六 所要資金、資材ノ調達ニ付テハ海軍ニ於テ可及的斡旋ヲ爲スヘク又輸送
及勞務ニ付テハ所要ノ援助ヲ爲スヘシ
- 七 其ノ社ノ投資前ニ於ケル現地ノ施設其ノ他一切ノ財産帳簿ヲ作製提出シ

- 海軍ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後其ノ社ノ投資及財産ノ變動等ヲ明確ナラシメ置クコト
- 六 其ノ社ハ其ノ社ノ他ノ事業運営ト切離シタル特別會計ヲ設定シ時ニ鑽石原價ヲ明確ナラシメ置クコト鑽石ノ販賣ニ付テハ其ノ價格ト共ニ海軍ニ於テ指示スル所ニ依ルコト
- 七 毎期ノ事業計畫、資金計畫、其ノ他ノ重要事項ハ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト
- 八 採掘ニ關シテハ海軍ノ監督ヲ受クベク、時々復舊、開發ノ狀況等ニ付報告スルト共ニ毎期末速ニ會計報告ヲ爲スヘキコト
- 九 尙利益金ハ海軍ノ承認ヲ得テ之ガ處分ヲ爲スヘキコト
- 一〇 海軍及政府ノ都合ニ依リテハ採掘指令ヲ取消スコトアルヘキコト
- 但シ其ノ際其ノ社ノ投資ハ妥當ナル評價ヲ爲シ處理スヘキコト
- 一〇 「マンガン」鑛開發ノ本格的措置ニ付テハ追テ別途決定ノ豫定ナリ其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト
- 一一 前各號ノ外現地軍ノ指示スル所ニ依ルヘキコト

(終)

極秘

敵産嶺山、農林園、工場等ノ企業擔當下命ニ當（昭一セ、七八）
リ擔當企業者ニ明示スベキ事項ニ關スル件（案）企、總、三）
敵産嶺山、農林園、工場等ノ開發企業（以下企業ト稱ス）擔當下命ニ當
リ企業ノ形態等ニ關シソノ内容ヲ一層明確ナラシムル爲少クトモ左記
事項ハ文書ヲ以テ各擔當企業者ニ之ヲ指示スルモノトス

記

- 一、 企業ハ軍ノ管理ニ屬シ其經營ヲ委託スルモノニシテ何等特殊權益
ヲ賦與スルモノニ非サルコト
- 二、 企業擔當者ハ經營受託ノ際ニ於ケル企業ニ關スル一切ノ財産狀態
ヲ明確ナラシメ速ニ軍ノ承認ヲ受クルト共ニ、爾後ニ於ケル一切ノ
財産狀態ノ變化ハ其ノ都度之ヲ軍ニ届出ヅルコト
- 三、 經營ハ擔當者ノ計算ニ於テ之ヲ行フベキモ受託企業ニ關スル會計
ハ擔當者ノ固有事業會計トハ全ク別個ニ整理シ兩者ノ混淆ヲ生セサ
ル如ク整理スベキコト
- 四、 企業經營ニ於ケル利益金ノ處分ニ付テハ軍ノ許可ヲ受クベキコト
- 五、 政府ニ於テ必要ト認ムル場合ハ委託經營ノ全部又ハ一部ニ付之ガ
取消ヲ爲スコトアルベキコト
- 六、 前項ノ場合及ヒ企業ヲ本格的ニ處理スルガ如キ場合ニ於テハ擔當
者ノ經營實績及誠意等ヲ充分ニ考慮シテ處理セラルベキコト

内閣

シロクニツクイター用紙

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ
政府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當
ラルベシ

記

マカツサル、メナド、バンジヤルマシン、ボンチャナツク

昭和十七年八月三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

南洋倉庫株式会社長

高田 繁三郎 殿

海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役業
託經營ニ關スル指示事項

一、海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

ニ、其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト
マカツサル、メナド、
バンジヤルマシン、ボンチャナツク、
業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

主トシテ海軍軍用品以外ヲ擔當ス
但シ栗林運輸ト相互協力スルモノトス

一般擔當

作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ斡旋ヲ爲スベシ

四 海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト

五 南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運營形態ニ關シテハ追而
別途決定ノ豫定ナリ 其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト

六 前各號ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ政
府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ラル
ベシ

記

ポ
マ
ラ

昭和十七年八月二十一日

海軍大臣 嶋 田 繁 太郎

住友鑛業會長

三 村 起 一 殿

海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役業
依託經營ニ關スル指示事項

一、海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮與トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

二、其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト

ホマラニ於ケル倉庫及荷役業一般ヲ擔當ス

三、業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ斡旋ヲ爲スベシ

四、海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト

五、南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運營形態ニ關シテハ追而
別途決定ノ豫定ナリ、其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト

六、前各曉ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ政
府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ラ
ル

記

サマリダ、ブラオ

昭和十七年八月 三日

海軍大臣 嶋 田 繁 太郎

ボルネオ物産社長
菊 地 良 一 殿

海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役業
依託經營ニ關スル指示事項

一、海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮與トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

二、其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト
サマリダ、ブラオ、主トシテ自社開發關係物資ヲ擔當ス
ブラオ、一般擔當
三、業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ斡旋ヲ爲スベシ

四 海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト

五 南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運営形態ニ關シテハ追而
別途決定ノ豫定ナリ 其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト

六 前各曉ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ政
府ノ決定ニ基キ費方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ラル
ベシ

記

ザマリンダ

昭和十七年八月二十七日

海軍大臣 嶋田繁太郎

東滿林業代表取締役

崔

允

周

殿

海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役業
依託經營ニ關スル指示事項

一、海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮與トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

二、其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト
主トシテ自社開發關係物資ヲ擔當ス

但シ大和社及ボルネオ物産ト相互協力スルモノトス
三、業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ斡旋ヲ爲スベシ

四、海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト

五、南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運營形態ニ關シテハ追而
別途決定ノ豫定ナリ、其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト

六、前各曉ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ政
府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ラ
ルベシ

記

サマリンダ、バリツクババン

昭和十七年八月二十日

海軍大臣 嶋田 篤太郎

大和社代表取締役

崎山 好春 殿

海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役業
依託經營ニ關スル指示事項

一、海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮與トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

二、其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト

ボルネオ物産東滿林業及雪本商店ノ擔當スル主トシテ各社開發關係物
資以外一般ヲ擔當ス但シ前各社ト相互協力スルモノトス

三、業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

- 作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
 解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ斡旋ヲ爲スベシ
- 四 海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト
- 五 南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運營形態ニ關シテハ追而
 別途決定ノ豫定ナリ 其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト
- 六 前各曉ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ取
 府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ラ
 べシ

バンジャルマシン 記

昭和十七年八月 二十九日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

野村殖産社長

野村 徳一 殿

海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役業
依託經營ニ關スル指示事項

一、海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮與トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

二、其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト

主トシテ自社開發關係物資ヲ擔當ス

但シ南洋倉庫ト相互協力スルモノトス

三、業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ幹旋ヲ爲スベシ

四、海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト

五、南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運營形態ニ關シテハ追而
別途決定ノ豫定ナリ、其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト

六、前各曉ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ政
府ノ決定ニ基キ督方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ラ
ル

記

クリスマス島

昭和十七年八月 二十九日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

鯛生産業社長

小野 義夫殿

海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役業
依託經營ニ關スル指示事項

一、海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮與トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

二、其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト

クリスマス島ニ於ケル倉庫及荷役業一般ヲ擔當ス

三、業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ斡旋ヲ爲スベシ

四 海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト

五 南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運營形態ニ關シテハ追而
別途決定ノ豫定ナリ 其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト

六 前各號ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ政
府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ラル

ベシ

記

パリツクババン

昭和十七年八月

二十日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

雪本商店々主
雪本 範四郎 殿

海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役業
依託經營ニ關スル指示事項

一、海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、賣方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮與トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

二、其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト

主トシテ自社開發關係物資ヲ擔當ス
但シ大和社ト相互協力スルモノトス

三、業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ斡旋ヲ爲スベシ

四、海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト

五、南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運營形態ニ關シテハ追而
別途決定ノ豫定ナリ 其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト

六、前各號ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ政
府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ラ
ルベシ

記

サンクリラン

昭和十七年八月二十三日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

南洋林業專務
木原 幸太郎 殿

海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役業
依託經營ニ關スル指示事項

一、海軍軍政擔任地域内ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮與トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

二、其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト

サンクリランニ於ケル倉庫及荷役業一般ヲ擔當ス

三、業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ斡旋ヲ爲スベシ

四 海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト

五 南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運營形態ニ關シテハ追而
別途決定ノ豫定ナリ 其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト

六 前各號ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域内ニ於ケル左記諸港ノ倉庫及荷役業ヲ政
府ノ決定ニ基キ貴方ニ依託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ經營ニ當ラ
ルベシ

記

ラバウル、マノクワリ、大宮島

昭和十七年八月 二十九日

海軍大臣 嶋田繁太郎

南洋興發社長
栗林徳一殿

海軍軍政擔任地城內ニ於ケル倉庫及荷役業
依託經營ニ關スル指示事項

一 海軍軍政擔任地城內ニ於ケル倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬ス、
之ガ經營依託ハ其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ非ズ、貴方ニ於テ
ハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト兼與トヲ確認シ誠意之ガ經營ニ從事セ
ラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルベキコト

二 其ノ社ニ對スル依託業務ハ左ノ通ナルコト

ラバウル、主トシテ海軍軍用品以外ヲ擔當ス
但シ栗林運輸ト相互協力スルモノトス
マノクワリ、大宮島、一般擔當

三 業務ノ經營ハ現地海軍軍政當局監督ノ下ニ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ
爲スコト

作業ノ實施ハ現地海軍運輸機關ノ指示ニ從フコト、所要倉庫、曳船、
解舟等ニ付テハ爲シ得ル限り海軍ニ於テ貸下又ハ斡旋ヲ爲スベシ

四 海軍及政府ノ都合ニ依リテハ經營指令ヲ取消スコトアルベキコト

五 南方占領地ニ於ケル倉庫及荷役業ノ恒久的運營形態ニ關シテハ追而
別途決定ノ豫定ナリ 其ノ社ハ異議ナク其ノ決定ニ從ハルベキコト

六 前各曉ノ外現地海軍ノ指示スル所ニ依ルベキコト

(終)

案

別紙第

官房機密第ノシノシ

指 令 書

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域中セレベス南都ホネオノスシカ
列島セラム及ニユーギニヤニ於ル保險事業ノ兼務擔當ヲ政府ノ決定ニ基キ
貴方ニ備置スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ辦理ニ當ラルヘシ

昭和十七年 九月 九 日

海軍大臣 嶋 田 鏡太郎

三友海上火災保險株式會社 殿

案

保險事業 依託經營ニ關スル指示事項

一 セレベス南都ホネオノスシカ列島セラム及ニユーギニヤニ於ル保險事業ノ担當ハ
海軍ノ管理ニ屬スルニ付依託小其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ
非ス貴方ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮譽トヲ確認シ之カ經
營ニ從事セラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルヘキコト
ニ海軍ト連絡ノ上兼業經營ニ關スル現地ノ責任者ヲ定ムルト共ニ之ヲ中
核トスル所要ノ陣容ヲ整備シ遠ニ擔當兼業ノ經營ヲ開始スル様措置セ
ラルヘキコト

爾後主タル人事ノ異動ニ關シテハ事前ニ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト

兼業ノ担當ニ關シテハ

海軍ノ管理ニ屬スル敵産保險事業

處理

其ノ社ハ先ツ以テ地ノ調査ヲ遂ケタル上其ノ事業進行ニ關スル具体

的計畫ヲ提出シ海軍ノ指示ヲ受クヘキコト

擔當事業ハ差當リ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト所要資金、費材ノ
調達ニ付テハ海軍ニ於テ可及的ニ斡旋ヲ爲スヘク又輸送及勞務ニ付テ
ハ所要ノ援助ヲ與フヘシ

其ノ社ノ投資前ニ於テ現地ニ施設其ノ他財産アル時ハ之等一切ニ關ス
ル帳簿ヲ作成提出シ海軍ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後ノ其ノ社ノ投資及
財産ノ變動等ハ別ニ明確ナラシメ置クコト

五、其ノ社ハ本指令ニヨル事業キリキリ其ノ社ノ企業、切替

水特別會計ヲ設定シ投資及負債ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ置クコト

六、每期ノ事業計畫、資金計畫、重要事項ハ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト
重要事項ハ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト

七、時々擔當事業經營ニ關スル報告ヲ爲スト共ニ毎期末速ニ會計報告ヲ爲
スヘキコト

尙利益金ハ海軍ノ承認ヲ得テ之ガ處分ヲ爲スヘキコト

八、(利用施設其他ニ関シ)

從來權利關係ヲ有シタル第三者アルコト判明シタル場合ニ於テハ
海軍ノ指示スル所ニ從ヒ之ガ處理ニ當ルヘキコト

九、今後ノ事情ニ變更アリタル場合ニ於テハ本指令ヲ變更シ又ハ取消

スコトアルヘキコト

社ノ投資ニ就キ經營ノ實績ヲ勘考シ年當ニ評價ニ據リ補償ヲ

爲ス外特ニ補償ノ責ニ任ザサルコト

一、其前各節ノ外現地軍ノ指示スル所ニ依ルヘキコト

(終)

案

別紙第
官房機密第〃〃〃ノ二

指 令 登

海軍ニ於テハ其ノ軍政擔任地域并於中セレバ南新ホルネオホスル
列島セラム及ニヤニヤニ於ケル保險事業ノ企業擔當ヲ政府ノ決定ニ基キ
貴方ニ委託スルニ付別紙條項ニ準據シ之ガ辦理ニ營ラルヘシ

昭和十七年 七月 九 日

海軍大臣 嶋 田 繁太郎

日産火海上保險株式会社

殿

案

保險事業 係託經營ニ關スル指示事項

一セレバ南新ホルネオホスル列島セラム及ニヤニヤニ於ケル保險事業ノ担當ハ
海軍ノ管理ニ屬スルヲ經營委託ト其ノ社ニ對スル特殊權益ノ賦與ニハ
非ス貴方ニ於テハ眞ニ國家ノ代行機關的使命ト榮譽トヲ確認シ之カ經
營ニ從事セラレ以テ國家ノ要請ニ應ヘラルヘキコト
ニ海軍ト連絡ノ上業務經營ニ關スル現地ノ責任者ヲ定ムルト共ニ之ヲ中
核トスル所要ノ陣容ヲ整備シ遠ニ擔當企業ノ經營ヲ開始スル機措置セ
ラルヘキコト

爾後主タル人事ノ異動ニ關シテハ事前ニ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト

半經營ノ用途ニ關シナル

海軍管理ニ関スル敵産信託事業

処理

三 其ノ社ハ先ツ以テ海軍ノ調査ヲ送ケタル上其ノ企業經營ニ關スル具体

的計畫ヲ提出シ海軍ノ指示ヲ受クヘキコト

四 該營業ノ差當リ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト所要資金、材料ノ

調達ニ付テハ海軍ニ於テ可及的ニ斡旋ヲ爲スヘク又輸送及勞務ニ付テ

ハ所要ノ援助ヲ與フヘシ

五 其ノ社ノ投資前ニ於テ現地ニ施設其ノ他財産アル時ハ之等一切ニ關ス

ル帳簿ヲ作製提出シ海軍ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後ノ其ノ社ノ投資及

財産ノ變動等ハ別ニ明確ナラシメ置クコト

六 特別會計ヲ設テ投資及支出ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ置クコト

七 毎期ノ事業計畫、資金計畫、物資動員計畫ニ基クテ報告書並ニ其ノ他ノ

重要事項ハ海軍ノ承認ヲ受クヘキコト

八 時々擔當企業經營ニ關スル報告ヲ爲スト共ニ毎期末速ニ會計報告ヲ爲

スヘキコト

尙利益金ハ海軍ノ承認ヲ得テ之ガ處分ヲ爲スヘキコト

利用施設及其他(内)

八 從來權利關係ヲ有シタル第三者アルコト判明シタル場合ニ於テハ

海軍ノ指示スル所ニ從ヒ之ガ處理ニ當ルヘキコト

九 今後ノ事情ニ變更アリタル場合ニ於テハ本指令ヲ變更シ又ハ取消

スコトアルヘキコト變更及取消ノ場合ニ於テ海軍ノ某

社ノ既投資ノ就中經營ノ實績ヲ勘考シ妥當ナル評價ニ據リ補償ヲ

爲メノ外特ニ補償ノ責ニ任セサルコト

一。其前各號ノ外現地軍ノ指示スル所ニ依ルヘキコト

(終)

官房機密第〇三六七號ノ三

昭和十七年九月九日

海軍次官

案

南西方面艦隊 司令長官殿
第一艦隊 司令長官殿

海軍軍政主擔任地域ニ於ケル警備企業
海軍軍政主擔任地域ニ於ケル警備企業
海軍軍政主擔任地域ニ於ケル警備企業

現行ノ件第六委員會ノ決定ニ基キ別紙ノ指示達相成候條了知ノ上
現行ノ件第六委員會ノ決定ニ基キ別紙ノ指示達相成候條了知ノ上
現行ノ件第六委員會ノ決定ニ基キ別紙ノ指示達相成候條了知ノ上

(別紙添)

(終)

案

官房機密第〇三六八號ノ四

昭和十七年九月九日

海軍次官

第六委員會委員長殿
企 業 院 次 長 殿
大 藏 次 官 殿
陸 軍 次 官 殿
農 林 次 官 殿
商 工 次 官 殿
拓 務 次 官 殿

海軍軍政主擔任地域ニ於ケル警備企業
海軍軍政主擔任地域ニ於ケル警備企業
海軍軍政主擔任地域ニ於ケル警備企業

海軍軍政主擔任地域ニ於ケル首題ノ件ニ關シテハ第六委員會ノ決定
ニ基キ別紙ノ通指令致サレ候條了知相成度

(別紙添)

(終)